

位置図



一般廃棄物(廃乾電池及び水銀使用廃製品)収集運搬処分業務委託仕様書

1 業務委託の名称

令和8年度 一般廃棄物(廃乾電池及び水銀使用廃製品)収集運搬処分業務委託

2 業務概要

中遠広域粗大ごみ処理施設で梱包した一般廃棄物の収集運搬処分業務委託(以下「本業務」という。)

3 一般廃棄物の種類及び処理見込量

- ・本業務における一般廃棄物の種類は、廃乾電池及び水銀使用廃製品(以下「廃棄物」という。)とする。
- ・廃棄物とは、構成市町(静岡県磐田市、袋井市及び森町)で配布しているガイドブックに基づき回収対象となっている、アルカリ・マンガン電池、ボタン電池を指し、それ以外の電池(二次電池・その他水銀を含む電池)や水銀使用廃製品(体温計・血圧計等)も含むものとする。
- ・本業務では、平成27年2月6日付けの「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について(答申)」及び平成27年12月1日に策定された「家庭から搬出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」に沿った回収・処理をする。
- ・委託期間中の処理見込量は、約90tとする。

4 積載箇所

- ・所在地 〒438-0025 静岡県磐田市新貝59番地1
- ・施設名称 中遠広域粗大ごみ処理施設

5 委託期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

6 業務の委託依頼

中遠広域事務組合(以下「委託者」という。)から受託者へ電話連絡により業務の委託(収集)依頼をする。

7 荷姿(保管容器)及び1本当たりの重量

保管容器：オープンドラム缶 200リットル(蓋付き)

※本組合が保管容器を用意し、保管容器に廃棄物を封緘する。

※保管容器は返却不要のため、受託者の負担により責任をもって処理処分を行う。

8 廃棄物の車両への積載

受託者が、廃棄物(保管容器)の積込みを行う。

9 搬入記録

搬入の記録(記録写真)を作成するにあたり、記録写真及び確認看板の留意事項は、以下のとおりとする。

(1) 記録写真の撮影方法

記録写真について、次の留意事項に沿って処理施設内で撮影を行う。なお、全ての記録写真には確認看板を入れて撮影すること。

・廃棄物の運搬車両が、処理をしようとする施設に搬入した事実が、写真で確認できるようにした上で、以下の3点の記録写真を撮影する。

- ① 同車両に廃棄物を積載した状態での荷姿(全景)
- ② 確認看板のアップ(記録写真で看板記載文字が判別できること)
- ③ 廃棄物の運搬車両のナンバー(記録写真でナンバーが判別できること)

(2) 確認看板への記載事項

確認看板には、次の全ての内容を記載すること。

- ・処理施設への搬入日(受付日)
- ・委託者名(中遠広域事務組合)
- ・廃棄物の種類(廃乾電池)
- ・搬入個数(ドラム缶本数)
- ・処理施設住所
- ・処理施設名(事業者名)

10 完了報告

提出書類の提出時期には、一般廃棄物の収集運搬及び処理の終了後(毎回)及び委託業務完了後の2種類がある。

(1) 一般廃棄物の収集運搬及び処理の終了後(毎回)

提出書類は、以下の3点とする。

- ・処理処分証明書(別紙1)
- ・一般廃棄物マニフェスト(B)
- ・記録写真(上記9による)

(2) 業務委託完了後

提出書類は、以下のとおりとする。

- ・業務委託完了報告書(別紙2)

11 処理処分証明書及び委託業務完了報告書提出方法

中遠広域事務組合管理課へ提出する。(郵送可)

処理処分証明書

中遠広域事務組合 様

住 所
社 名
代表者

印

下記の内容について処理処分したことを証明します。

収集運搬業者	
受入年月日	年 月 日
受入場所	

品名	荷姿、数量	受入総重量(A)	容器重量(B)	有 姿 重 量 (A)-(B)
廃乾電池	ドラム缶 本	kg	kg	Kg

